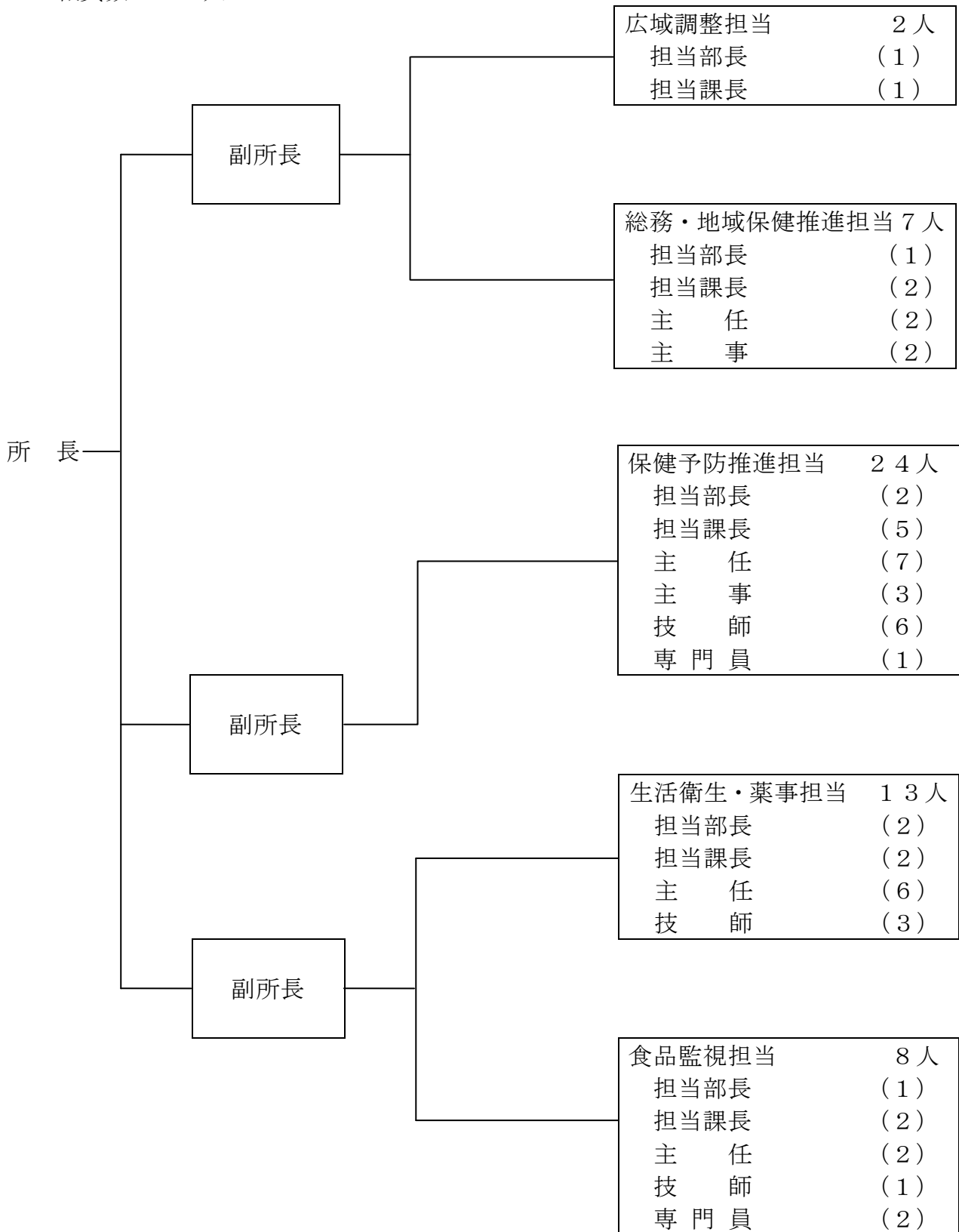


5 組織図

平成25年4月1日現在

職員数 58人



6 事務分掌

○広域調整担当

- 健康危機管理に係る情報等の収集、分析及び提供に関すること。
- 担当地域における健康危機管理の広域的な体制整備に関すること。
- 保健所職員への健康危機管理に係る情報提供、教育に関すること。
- 地域保健医療計画に基づく医師確保対策並びに保健所の所管区域をまたがる救急医療や地域医療連携など医療提供体制の整備に係る調整に関すること。
- 保健所の医事業務に対する支援及び医務担当者への専門的教育に関すること。
- 保健所が実施する医療機関への立入検査への支援に関すること。
- 福祉事務所等関係機関との定例的な連絡調整体制の確保に関すること。
- その他、各保健所の所管区域をまたがる広域的な連絡調整に関すること。

○総務・地域保健推進担当

- 人事、給与、服務、文書、公印、福利厚生等に関すること。
- 経理に関すること。
- 公有財産及び物品の取得、管理、処分に関すること。
- 調理師、栄養士等の免許等に関すること。
- 表彰に関すること。
- 地域保健に関する市支援の企画・調整に関すること。
- 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 保健・医療・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関すること。
- 地域保健医療計画の推進に係る保健所内の調整に関すること。
- 病院等の許可、立入検査、医療安全相談等の医事に関すること。
- 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関すること。
- 学生実習の受入れ調整に関すること。
- 広聴広報の調整に関すること。
- ホームページの運用に関すること。

○保健予防推進担当

- 健康づくりに関する事業の企画・実施に関すること。
- 健康相談の実施に関すること。
- 健康教育の企画・実施に関すること。
- 専門的母子保健に関すること。
- 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関すること。
- 歯科保健に関すること。
- 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関すること。
- 難病対策及び被爆者の援護等に関すること。
- 結核・感染症予防に関すること。
- 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市事業に対する専門的かつ技術的支援等に関すること。

- 地域におけるケア・コーディネーション機能の充実強化に関すること。
- 精神保健福祉及び難病等に係るボランティアの育成に関すること。
- 児童虐待予防・防止に関すること。
- 不妊治療の支援に関すること。
- 肝炎治療の支援に関すること。
- 石綿健康被害対策に関すること。
- 公費負担医療給付の申請受理・支給に関すること。

○生活衛生・薬事担当

- 食品営業許可、食品営業施設等の監視又は指導並びに食中毒処理等の食品衛生に関すること。
- 食品関係業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関すること。
- 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導その他の環境衛生に関すること。
- 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関すること。
- 薬局等の許可及び監視・指導並びに医薬品等の適正使用に関すること。
- 麻薬施用者の免許等及び監視・指導に関すること。
- 麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止に関すること。
- 献血思想の普及、献血組織の育成及び献血受入れ体制の整備の促進に関すること。
- 毒物劇物業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関すること。
- 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の適正な飼養に関すること。
- 動物取扱業の登録、監視・指導等に関すること。
- 特定動物の許可、監視・指導等に関すること。
- 水道事業の認可等、水道施設の監視・指導及び水質検査等の飲用水の衛生確保に関すること。
- 温泉利用の指導に関すること。
- 遊泳用プールの指導に関すること。

○食品監視担当

- 営業施設等の専門的な監視及び指導に関すること。
- 業者等からの報告の徴収に関すること。
- 営業施設等の立入検査に関すること。
- 製品検査（食品衛生法第25条第1項関係を除く。）に関すること。
- 食品等の収去に関すること。
- 営業停止等の行政処分（食中毒関係を除く。）に関すること。
- 食品関係業者等の衛生教育の企画・実施に関すること。
- 総合衛生管理製造過程に関すること。